

資料 1

公共下水道について

【詳細版】



南部処理区のマンホール蓋デザイン

日進市 建設部 下水道課

目次

1. 下水道の役割	P. 1
2. 日進市の公共下水道事業	P. 2
3. 用語の解説	P. 4
4. 下水道を利用するために	P. 6
5. 取付管設置位置申請	P. 7
6. 宅内排水設備工事	P. 10
7. よくあるお問い合わせ	P. 11

1. 下水道の役割

皆様のご家庭から排出される、トイレやお風呂、洗濯等に使された汚水と雑排水（以下「汚水等」と言います。）を、道路の中に埋設された下水道管を経由して、終末処理場に集めて処理をし、きれいになった処理水を川に放流する。こういった処理をしていく施設全般を下水道といいます。

下水道が普及すると、周囲の生活環境はより衛生的になり、川や池等の水質はきれいな状態に保たれます。また、個人で浄化槽を維持管理する煩わしさもなくなります。

水洗トイレで衛生的な生活になります。

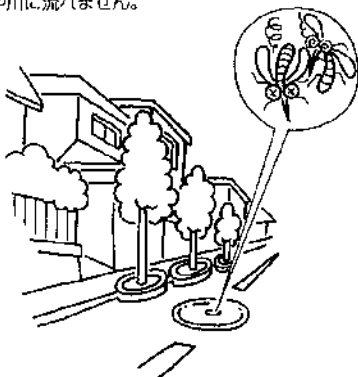
トイレの汚水を下水道へ直接流せます。



下水道の
はたらき

街がきれいになります。

家庭から出た汚水は、下水道管（汚水管）に流し
側溝や川に流れません。



川や池がきれいになります。

汚れた水を集め浄化センターできれいに
してから、川に戻します。



下水道が整備されると

- ・台所や風呂、洗濯場から出る汚水は、一日も早く下水道へ流すよう義務付けられています。（下水道法第10条）
- ・くみ取り便所は、3年以内に水洗トイレに改造しなければなりません。（下水道法第11条の3）
- ・家を新築する場合は、水洗トイレでないと建築が許可されません。（建築基準法第31条）

2. 日進市の公共下水道事業

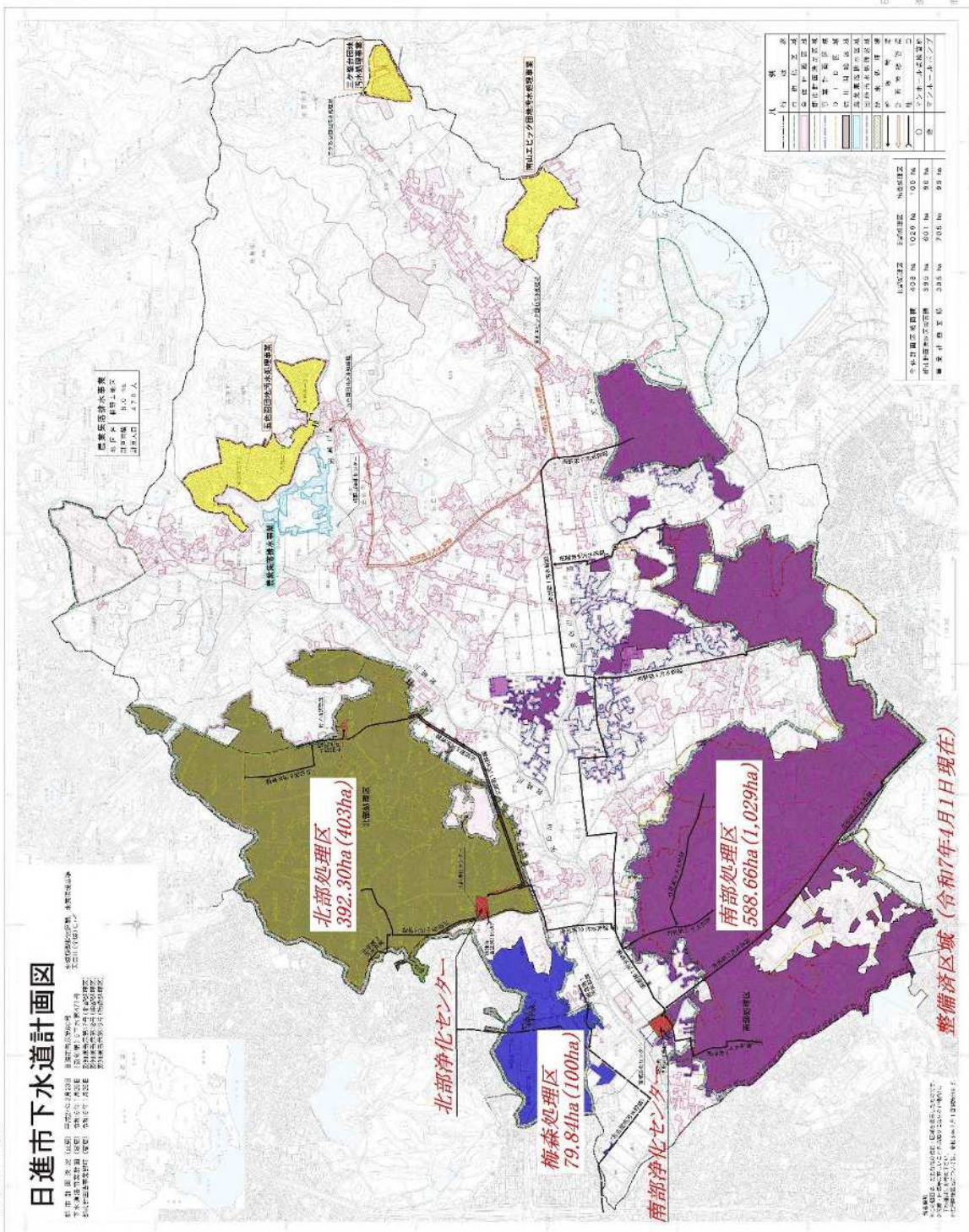
本市の公共下水道事業は、快適な生活環境と公共用水域の水質保全を目的として、昭和59年度に北部処理区の下水道整備に着手したのがはじまりです。平成元年度には北部浄化センターが汚水処理を開始しました。また、平成6年度には梅森処理区、そして、南部処理区では平成10年度から事業に着手し、平成16年4月には南部浄化センターが完成し、赤池・浅田地区の一部について汚水処理を開始しました。

このように、着実に下水道は整備され、令和7年4月1日現在の供用開始区域は、北部処理区が392.30ヘクタール、梅森処理区が79.84ヘクタール、南部処理区が588.66ヘクタール、合わせて1,060.80ヘクタールとなり、下水道全体計画区域1,532ヘクタールの約69パーセントを整備したことになります。また、供用開始区域内人口は、74,560人となり、総人口に対する普及率は79.1パーセントとなります。

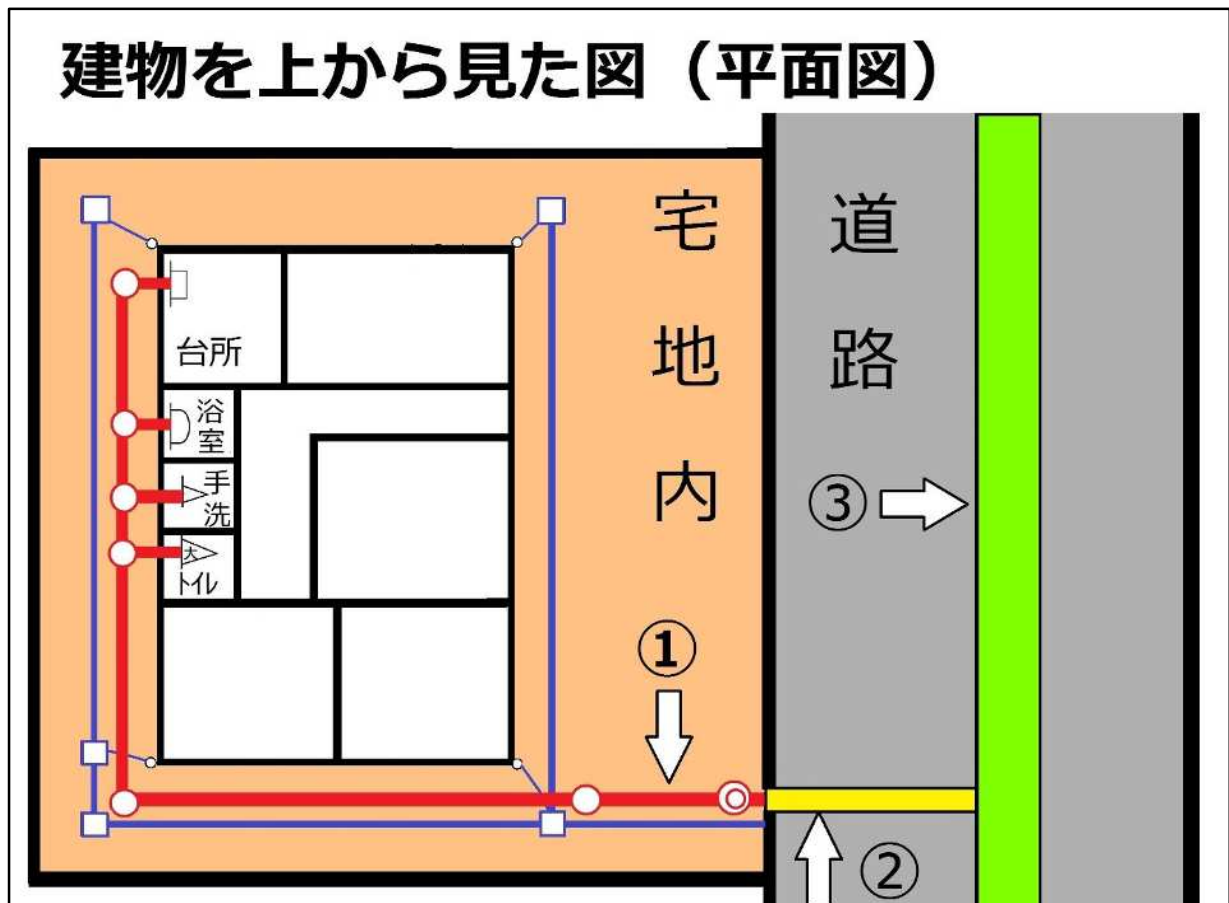
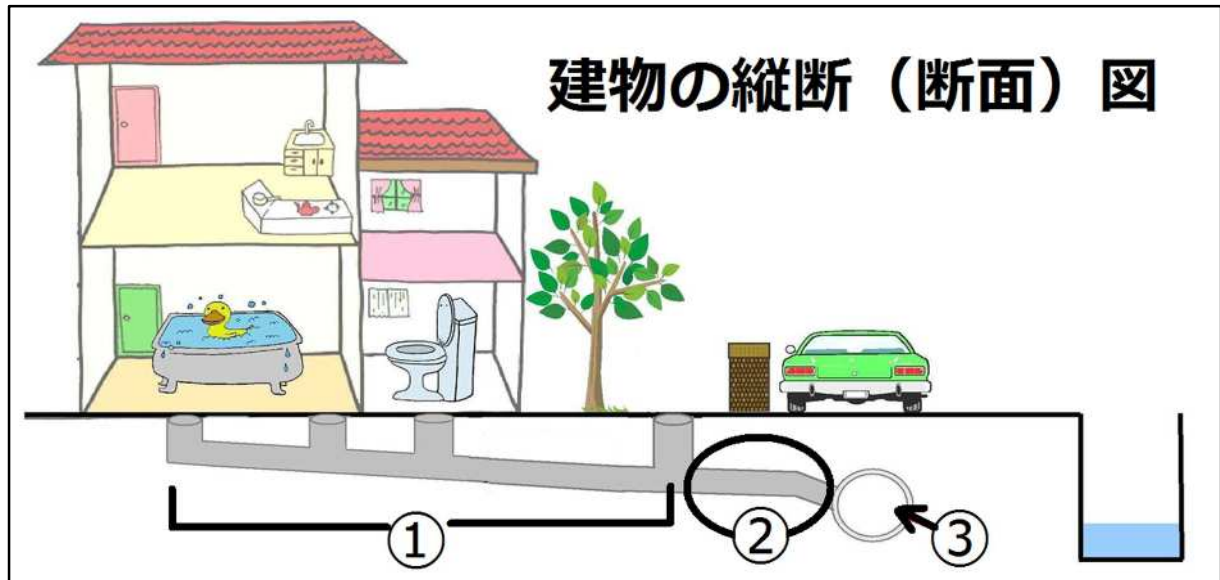
市の下水道事業計画では、令和10（2028）年度末で、処理区域面積1,199ヘクタール、処理区域内人口80,600人となっています。全体計画区域は1,532ヘクタール、計画人口98,900人となっています。

公共下水道普及率

区 分	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日	令和7年 4月1日
行政区域人口（人）	92,562	93,042	93,643	93,881	94,260
住民基本台帳人口（人）… A	92,562	93,042	93,643	93,881	94,260
供用開始区域面積（h a）	1,026.15	1,035.77	1,037.13	1,045.09	1,060.80
供用開始区域内人口（人）… B	71,780	72,783	73,571	73,978	74,560
供用開始区域内水洗化人口（人）… C	69,083	70,807	71,665	72,233	72,704
普及率（%） B / A	77.5	78.2	78.6	78.8	79.1
水洗化率（%） C / B	96.2	97.3	97.4	97.6	97.5

[illegible]

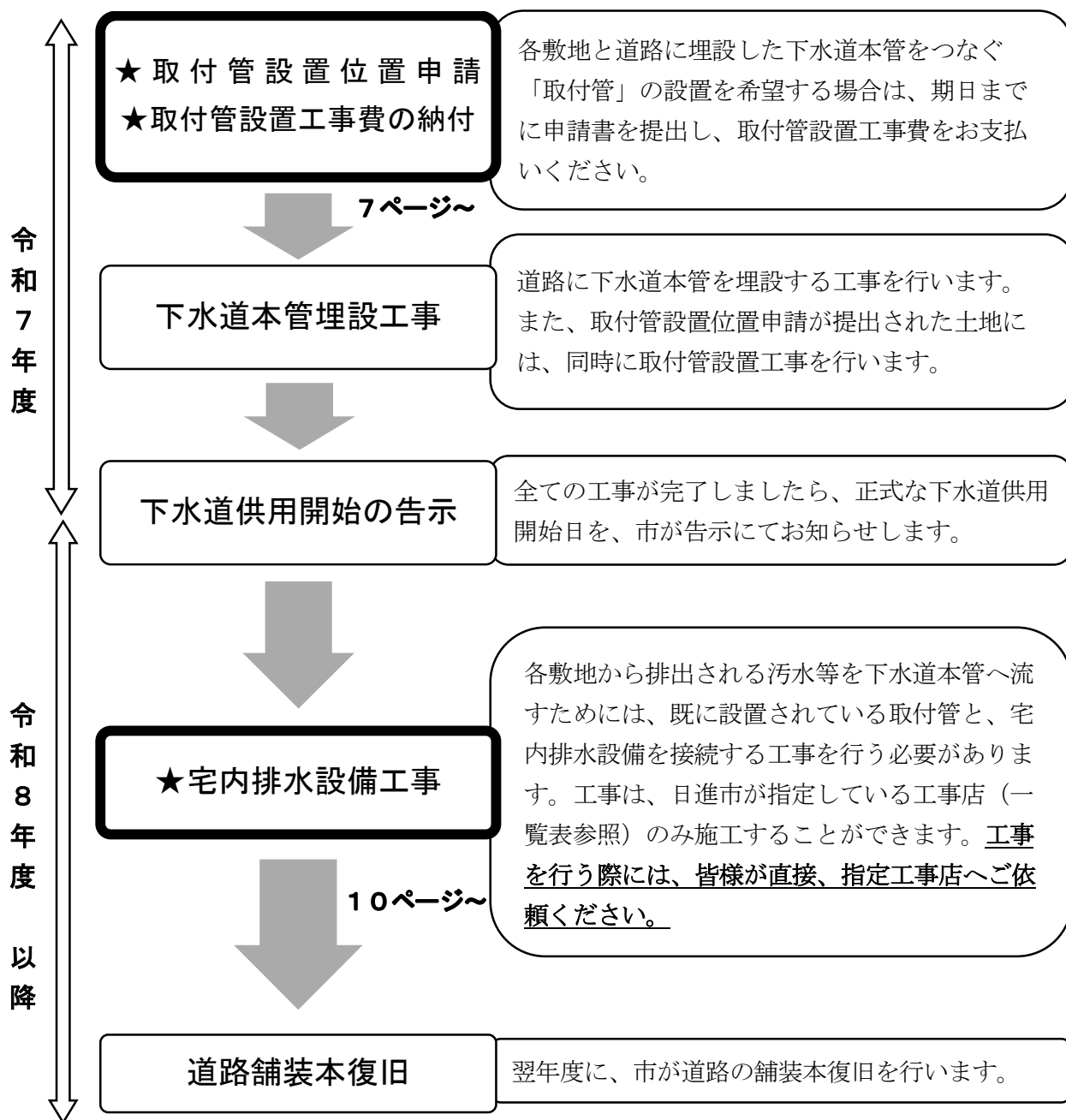
3. 用語の解説



図中	用語	説明
① (赤線)	たくないはいすいせつび 宅内排水設備 (汚水)	トイレや台所、洗濯機等から排出される汚水等を、下水道本管に流すために、敷地内に設置される「汚水マス」や汚水配管等の設備全般のことをいいます。
② (黄線)	とりつけかん 取付管	各敷地と、道路に埋設した下水道本管をつなぐ管のことをいいます。各ご家庭から排出された汚水等は、宅内の汚水配管から取付管を通り、下水道本管へ流れ込みます。
③ (緑線)	げすいどうほんかん 下水道本管	道路に埋設されている下水道管のことをいいます。宅内から集められた汚水等は、下水道本管を流れて終末処理場に集められ、きれいに処理をした後、川に放流します。
— (青線)	宅内排水設備 うすい (雨水)	各敷地内の雨水を集める「雨水マス」や、雨水配管のことをいいます。集められた雨水は、側溝や、道路に埋設された雨水管等を通り、川へ放流されます。日進市の下水道は、全域、 <u>汚水等と雨水を分けて処理を行う「分流式」を採用しているため、宅内の汚水配管と雨水配管は、混ざることがないように、分けて設置しなければなりません。</u>

4. 下水道を利用するために

下水道が新しく整備される区域では、次のように、下水道が使えるようになるための工事や手続を進める必要があります。「★」印は、市民の皆様に行っていただく手続となります。詳細につきましては、次ページよりご説明します。

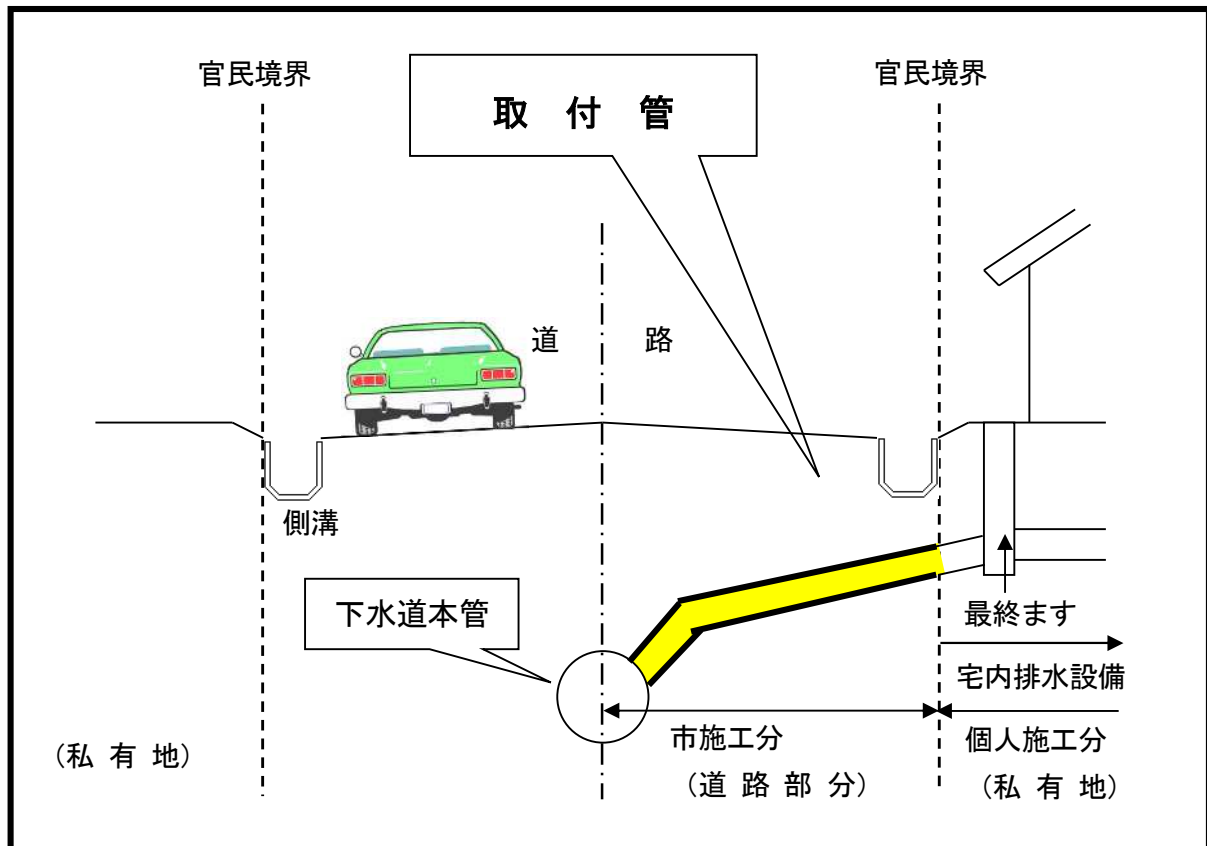


5. 取付管設置位置申請（★）

各敷地と道路に埋設した下水道本管をつなぐ管のことを、取付管といいます。取付管は、下水道本管から皆様の土地の敷地境界までに設置し、原則として1宅地1箇所の設置となります。

希望される方は、**令和7年9月16日（火）まで**に申請及び工事費の納付をしてください。

※詳しくは、資料2-1の『取付管設置位置の申請について』をご覧ください。



取付管設置までの流れ

1. 取付管の位置を決めていただきます。

① 下水道本管工事施工業者にご相談いただく場合

本管施工業者が皆様のお宅に工事のご挨拶に伺いますので、その際に取付管設置位置についてご相談ください。

訪問の時期については概ね8月下旬頃から順次伺うことを予定しています。

② 排水設備指定工事店（＊）にご相談いただく場合

別紙「日進市下水道排水設備指定工事店一覧表」の中から選択し、指定工事店へ「取付管設置位置を相談したい」旨、ご連絡してください。相談に係る費用の有無については、あらかじめ指定工事店へご確認ください。

※ 排水設備指定工事店にご相談いただいた場合でも、取付管の設置は本管施工業者が行います。（③の方法で決定された場合も同様）

③ 上記以外の方法でお決めになる場合（申請者本人、ご家族、ハウスメーカー等）

必ず、建物の図面（現在の配管状況、浄化槽の埋設位置等）や土地の勾配等をお調べの上で、決定してください。詳細が分からない場合は、建築時のハウスメーカー等にご確認ください。

2. 「取付管設置位置申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて、下水道課へ令和7年9月16日(火)までに提出してください。（期日厳守）

3. 申請受付時に「取付管工事費納付書」を発行いたしますので、令和7年9月16日(火)までに納付書に記載のある金融機関等にてお支払いください。また、領収書は大切に保管してください。※納付書を発行するのに5～10分ほどお時間がかかる場合があります。時間に余裕をもってお越しください。

※ なお、期日までに申請及び入金がない場合は、下水道本管理設工事と同時に施工することができなくなり、取付管工事費が変更となりますのでご注意ください。

4. 市は、申請及び入金された箇所についてのみ、取付管設置工事を施工業者に発注します。

【注意】郵送での提出について

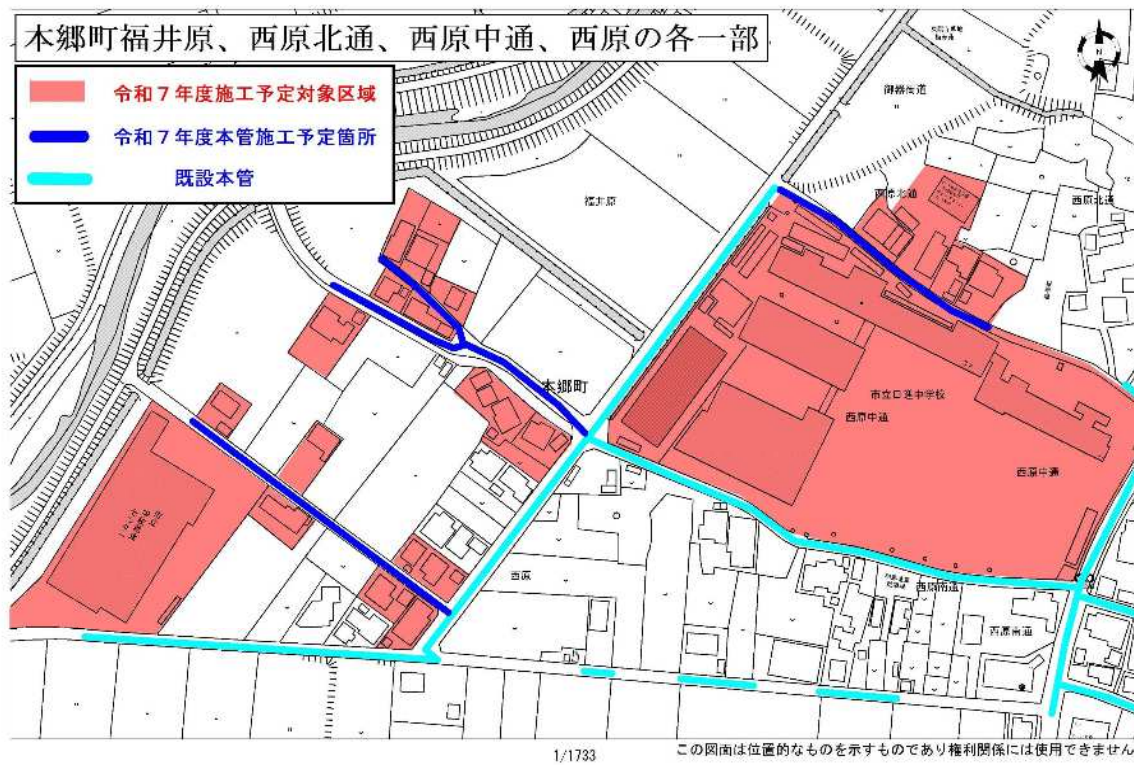
申請については、内容確認および取付管設置工事費の納付書をその場でお渡しする都合上、原則下水道課窓口でのご提出をお願いしています。ただし、県外にお住まいの方など、やむをえない事情がある場合のみ、郵送での申請を受け付けます。

郵送でご提出いただく際は、内容に不備があった際に確認のお電話をさせていただきますので、必ず、つながりやすい電話番号をご記入のうえ、下水道課まで申請書をご提出くださいますようお願いいたします。

また、納付書を郵送するために、返信用封筒1通と簡易書留460円分の切手を同封のうえ、お送りくださいますようお願いいたします。

申請書郵送先：〒470-0192 日進市蟹甲町池下268番地
下水道課 計画担当

令和7年度下水道整備予定区域



6. 宅内排水設備工事

宅内排水設備工事とは、各家庭のトイレや台所、お風呂等の排水が流れる宅内の汚水配管と、既に設置されている取付管とを接続する工事のことをいいます。工事を行うと、現在使用している浄化槽が不要となるため、その撤去等も同時に行います。

宅内排水設備工事は、下水道本管及び取付管の埋設工事が完了し、下水道が供用開始された後に工事を行ってください。工事は、指定工事店でのみ施工可能です。工事を行う際には、皆様が直接、指定工事店にご依頼ください。（指定工事店は別紙「日進市下水道排水設備指定工事店一覧表」でご確認ください。）

宅内排水設備工事を行うことで、初めて各家庭で下水道が利用可能となります。

公共下水道の供用が開始されましたら、下水道法第10条により、当該区域に建築されている建物は、遅滞なく公共下水道へ接続することが義務付けられます。

補助制度について

下水道供用開始から3年以内に宅内排水設備工事を行う場合は、以下の制度のご利用が可能です。

ただし、各制度のご利用には、規定の条件を満たしている必要があります。詳しくは、お配りした「敷地内（宅内配管）工事における補助制度について（両面）」をご覧ください。

（１） 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度

宅内排水設備工事を行う際は、ご契約の指定工事店へ工事費をお支払いしていただく必要があります。その経済的負担を軽減するため、市が金融機関に工事費の融資をあっせんし、分割支払いに伴い発生する利子を、市が補給する制度となります。

※ 取付管工事費は、融資対象にはなりません。

※ 浄化槽から下水道への切り替え工事にのみ利用が可能です。

（２） 浄化槽雨水貯留施設転用費補助制度

宅内排水設備工事により不要となった浄化槽を、雨水を貯めて散水等に利用することができる、雨水貯留施設へ転用するための工事費を一部補助します。

※ 宅内排水設備工事費用は、補助対象にはなりません。

7. よくあるお問い合わせ

Q 1 個別に詳細を教えてください。

Ans 下水道課までお問い合わせいただくか、開庁時間（平日 午前9時から午後5時まで）に下水道課（北庁舎2階）までお越しください。

Q 2 自分で取付管の位置を決めたいのですが、可能ですか。

Ans 可能です。また、お知り合いの工事業者やハウスメーカー等を通じて設置位置を決定していただくことも可能です。ただし、取付管を不都合な位置に設置してしまいますと、宅内排水設備工事に係る費用負担が大きくなる可能性があることや、土地の勾配等の都合で、下水道への接続が困難となる可能性がありますので、設置位置を決定する際は、本管の深さ（下水道課で確認可能）や浄化槽の位置等の情報を元に、慎重に決定していただきますようお願いいたします。

Q 3 取付管設置位置の相談がしたいのですが、本管施工業者がわかりません。

Ans 本管施工業者が8月下旬頃から皆様のお宅に工事のご挨拶に伺いますので、その際に取付管設置位置についてご相談ください。なお、施工業者については、市のホームページでも公表します。また、あらかじめ指定工事店へご相談しておくことも可能です。指定工事店へご相談の際は、相談に係る費用の有無についてあらかじめご確認ください。市では、設置位置の記入について、各指定工事店がどのように対応しているかは把握をしていないため、直接、指定工事店へお問い合わせください。

Q 4 取付管はどこまで設置してもらえますか。

Ans 道路と宅地の境界（地中）までとなります。

Q 5 取付管設置工事と、宅内排水設備工事の違いを教えてください。

Ans 新たに下水道を使用していただくためには、下水道本管と皆様の宅地を接続するための、「取付管設置工事」と、宅地内の污水配管を取付管に接続し、不要となる浄化槽の撤去等を行う「宅内排水設備工事」を行う必要があります。

「取付管設置工事」は、下水道本管と宅地をつなぐ取付管を設置する工事であるのに対し、「宅内排水設備工事」は、ご家庭のトイレや台所、お風呂等の排水が流れる污水配管と、既に設置されている取付管をつなぎ、浄化槽の撤去等を行う工事のことを言います。

取付管設置工事につきましては、皆様に設置位置申請書の提出及び、取付管設置工事費のお支払いをしていただいた後、市が設置工事を行います。

宅内排水設備工事につきましては、下水道の供用開始後、皆様が直接指定工事店

に依頼し、指定工事店が工事を行います。

取付管を設置し、宅内排水設備工事によって宅内の污水配管を取付管に接続することで、初めて各家庭で下水道が利用可能となります。

Q 6 自分で宅内排水設備工事を行うことは可能ですか。

Ans 宅内排水設備工事は、指定工事店でなければ工事を行うことはできません。必ず、指定工事店とご契約の上、工事を行うようにしてください。

Q 7 宅内排水設備工事は、なぜ指定工事店で行わなければならないのですか。

Ans 宅内排水設備工事は、一定の技術基準で正しく施工されないと、下水道の流れの悪化や、排水管やマスが正しく機能しなくなることで、利用者の皆様の生活に支障をきたす可能性があります。そのため、宅内排水設備工事は、必要な専門知識や技術を有した指定工事店が施工しなければなりません。また、指定工事店制度によって、不良工事や無届け工事等を防止することができます。

Q 8 取付管設置工事に併せて宅内排水設備工事を行いたいのですが。

Ans 公共下水道への接続は、本管理設工事が完了し、下水道の供用開始後から可能となりますので、宅内排水設備工事は、それ以降に施工していただきます。ただし、供用開始日以前に、指定工事店と打ち合わせ、見積もりをとっていただくことは可能ですので、指定工事店へ直接お問い合わせください。

Q 9 現在使用している宅内配管は、そのまま利用できますか。

Ans 利用できるものは、有効利用をしていただいて結構です。ご契約の指定工事店とご相談ください。

Q10 宅内排水設備工事の費用はどれくらいかかりますか。

Ans 土地の形状、敷地面積等により費用が異なるため、金額の表示はできません。複数の指定工事店に見積もりを依頼する等して、内容にご納得の上ご契約ください。

Q11 宅内排水設備工事は何日ほどかかりますか。

Ans 工事期間は、住宅の規模や現場の状況によって異なります。通常数日程度と聞いていますが、工事期間のトイレの使用可否等と合わせて、詳細は指定工事店にご確認ください。

Q12 工事を依頼したい業者が日進市の指定工事店でない場合、新しく登録することはできますか。

Ans 一定の条件を満たすことができれば、指定工事店として新たに登録することが可能です。ただし、県外業者の方は登録できません。

Q13 工事完了後の維持管理はどのようになりますか。

Ans 下水道本管、取付管については市が管理しますが、宅内排水設備につきましては建物を所有する皆様に維持管理をしていただきます。

Q14 浄化槽を設置していますが、下水道に接続しなければなりませんか。

Ans 下水道が使えるようになると、法律（下水道法10条第1項）により遅滞なく下水道へ接続しなければならないことになっています。期限は遅滞なくという表現となっていますが、概ね1年以内を目安にご計画をお願いします。

Q15 浄化槽を利用していますが、下水道へ接続したい場合はどのようにするのですか。

Ans 宅内排水設備工事によって、浄化槽を①撤去する、または②雨水貯留施設へ転用する、のいずれかの方法により下水道へ切り替えてください。

浄化槽の処分方法については、指定工事店へご相談ください。なお、②雨水貯留施設への転用については補助制度がありますので、詳しくは下水道課へお尋ねください。

Q16 共同住宅の場合、下水道使用料金はどのように請求されるのですか。

Ans 上水道の使用水量から計算します。各居室に上水道のメーターが設置されている場合は、個人あてに使用料金が請求されますが、一個のメーターを共同で使用している場合（一個給水）は、メーターの所有者の方に請求されます。その場合の使用料金の算定は、通常とは別の算定方法も可能となりますので、詳しくは下水道の使用開始時に所有者の方にご説明させていただきます。